

令和 2 年 7 月 13 日現在

機関番号：74331

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2017～2019

課題番号：17K03520

研究課題名(和文) 女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究：日本の国内実施体制と阻害要因を中心に

研究課題名(英文) Comprehensive Research on the Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women: Systems for and Factors Hindering Implementation in Japan

研究代表者

吉田 容子 (Yoshida, Yoko)

公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・研究部長

研究者番号：30469168

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,300,000円

研究成果の概要(和文)：この研究では、日本が1985年に批准した国連女性差別撤廃条約が国内でどのように実施されてきたか、すなわち条約がどの程度守られてきたかを研究した。条約の監視機関である国連女性差別撤廃委員会は、日本政府の提出した定期報告を検討し、その結果を「総括所見」にまとめるが、そこに示された日本の国内実施に関する「懸念事項」と日本への「勧告」について、差別の背景と現状を詳しく分析した。そして、総括所見の実現が日本国内において進まない理由を、国内法制度を初め、行政、司法、歴史、文化、社会など、包括的に分析し、阻害要因の解明を試みた。

研究成果の学術的意義や社会的意義

日本が女性差別撤廃条約を批准して30余年が経過したが、世界経済フォーラムが発表する日本のジェンダー・ギャップ指数(性差別の程度)は悪化の一途をたどっている。2019年の指数は調査された世界153カ国中、121位と過去最低になった。今も残る性別役割分担意識の下、女性が家事・育児・介護等の大半を担い、女性労働者のキャリア継続が困難であること、政策決定者としての閣僚・国会議員・地方議員に女性が少ないことなどが、主な理由である。少子高齢化が急速に進行する日本社会が再生するためには、女性差別撤廃委員会が総括所見で示した懸念事項を真摯に受け止め、勧告を実行していくほかない。

研究成果の概要(英文)：This research undertook to explore the status of domestic implementation of the UN Convention on the Elimination of All Forms of Discrimination against Women, which Japan ratified in 1985, or to what extent the Convention was complied with. The UN Committee on the Elimination of Discrimination against Women, the Convention's monitoring body examines the periodic reports submitted by the Japanese government, and issues its Concluding Observations. In the research, the background and the status of discrimination in Japan that were indicated in the "principal areas of concern" and "recommendations" in the Observations were examined regarding the domestic implementation of the Convention, in order to conduct a comprehensive analysis covering domestic legal system, policy, judiciary, history, culture and society, and clarify the factors hindering the full implementations of the Concluding Observations in Japan.

研究分野：基礎法学、ジェンダー法

キーワード：女性差別撤廃条約 女性差別撤廃条約選択議定書 人権条約の国内実施 ジェンダー

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

女性差別撤廃条約批准から 30 余年を過ぎてなお、日本の女性差別は強固に続いている。それは、毎年 12 月に発表される世界経済フォーラムのジェンダー・ギャップ指数 (The Global Gender Gap Index: GGGI) に端的に現れている。日本の総合順位は、2014 年の調査 142 カ国中、104 位であった。2015 年に調査 145 カ国中 101 位と若干上昇したが、2016 年には調査 144 カ国中、111 位と下降した。統計を取り始めた 2006 年のランクは 115 カ国中 80 位であった。2008 年秋に世界金融危機が発生し、2011 年 3 月に東日本大震災が発生したが、それらを考慮したとしても、ランクは急速に下がり、低迷を続けている。

ジェンダー・ギャップ指数は「政治」「経済」「教育」「健康」の 4 分野で調査され、総合ランクが決定される。日本の場合、とくに低いのは、「政治」と「経済」である。「政治」のランクが 2014 年で 129 位、2015 年で 104 位、2016 年で 103 位であった。これは、政策決定過程に参画する女性の国会議員・地方議会議員、女性の閣僚が少ないことを意味する。「労働」では、1986 年 4 月に男女雇用機会均等法が施行され、以来 3 度改正されてきたが、2014 年のランクが 129 位、2015 年が 104 位、2016 年が 103 位であった。労働における差別撤廃は、女性の経済的自立の大前提だが、世界第 3 位の経済大国の女性たちは低い地位に甘んじている。

2. 研究の目的

日本は国連女性差別撤廃条約を 1985 年に批准し、これまでに計 5 回、条約 18 条に基づく定期報告審査を受けてきた。定期報告は、条約の当事国 (締約国) が、女性差別撤廃条約に規定された具体的な分野の差別撤廃にどのように取り組んできたかを記したものである。

21 世紀に入って日本の定期報告は、2003 年、2009 年、2016 年に審査された。その間、婚姻最低年齢の男女による違い、再婚禁止期間の男女による違い、夫婦別氏選択制の必要性、および女性労働者に対する間接差別が、条約の国内適用を監視する女性差別撤廃委員会に指摘されてきた。女性の再婚禁止期間は、2016 (平成 28) 年の民法改正で 180 日から 100 日に短縮され、一定の改善がなされた。また、婚姻最低年齢は 2018 (平成 30) 年の民法改正により、男女ともに 18 歳となった。しかし、その他の項目は、抜本的に解決されていない。

1999 年、国連総会は個人通報手続と調査手続を兼ね備えた女性差別撤廃条約選択議定書を採用した。これにより、国内の司法制度で救済されなかった個人が、国連の場で条約に定められた差別撤廃がされていないと申し立てることが可能になる。しかし、日本政府は 1996-1999 年に開催された女性差別撤廃条約選択議定書制定会議に参加したものの、今日に至るまで「選択議定書の批准を検討中」と述べている。

この研究では、女性差別撤廃条約に規定された差別撤廃が日本国内で進まない阻害要因を明らかにする。そして、女性差別撤廃条約選択議定書の批准が、差別撤廃に貢献することを示す。

3. 研究の方法

女性差別の具体的な分野を大まかに「労働」「家族」「暴力」に分け、チームを個人の専門分野に最も近いものに割り振り、毎月の研究会で順次発表し、討論した。予算の都合上、独自のアンケート調査は行わず、法律、判例、文献を調査し、他の研究者・団体によるアンケート調査を利用した。

最初の 2 年間は、歴史、社会、雇用、政治など、様々な分野における条約及び総括所見の実施が進まない阻害要因を整理し、(1)差別禁止法がなく、国内本部機構の不十分であるなど、政治・行政・司法制度に問題が残されている、(2)慣習や慣行にジェンダー意識と性別役割観念が強く残されている、および(3)法制度・行政・司法制度と、慣習・慣行、性別役割観念が相互に強く作用しあっていることを確認した。最後の 1 年間は、それぞれの阻害要因に焦点を当て、司法、政治、日本軍「慰安婦」問題、女人禁制、家族制度、家庭における育児・ケア役割、生殖の権利、教育など様々な分野においてジェンダー意識や性別役割観念がどのように形成・維持されるのか、法および行政制度がどのように影響しているのか、あるいは影響を受けていることをある程度解明し、その解決方法について論文等で提言した。

研究を実践的に行うため、2018 年に国連女性差別撤廃委員会作業部会長 (当時) が来日した際、「なぜ女性差別撤廃条約選択議定書の批准は必要か」の演題で講演を依頼し、個人が一定の要件の下で女性差別撤廃委員会に権利侵害を申し立てる個人通報手続の運営の実情を聞いた。2019 年には、政治の分野における女性およびジェンダーの問題について、外部専門家を招聘し、選挙など政治制度および政治とジェンダー意識や性別役割観念との相互影響について報告を得た。また、雇用の分野における女性差別および司法救済について、男女賃金差別事件の原告に裁判の経験を聞いた。

さらに、2018 年 12 月のジェンダー法学会 (於立正大学品川キャンパス) でワークショップ「女人禁制、伝統的慣習・慣行と女性差別撤廃条約」を開催し、2019 年 12 月のジェンダー法学会 (於大阪大学豊中キャンパス) でワークショップ「女性差別撤廃条約個人通報制度：日本からの想定通報事例を考える」を開催し、研究成果を発表するとともに、他の研究者のコメントや質問を受けて、議論を深めることができた。とくに、後者では、元・現国連女性差別撤廃委員、男女賃金差別裁判の元原告と元代理人も参加し、1999 年制定の女性差別撤廃条約選択議定書の批准が不可欠であると結論に至った。

4. 研究成果

2017-2019年度の3年間に、計33回の研究会、および計28回の報告(学会、講座、セミナー、ワークショップ等を含む)を行った。また、論文9本が執筆され、学会発表リスト1本、判例研究1本、女性差別撤廃委員会の総括所見に関する資料2点が得られた。論文の中で、阻害要因を政治・行政・司法制度、性別役割分業体制(制度・慣行・意識)の存続、有害な慣習慣行や参加の禁止(排除)、新・性別役割分業体制の意識的な維持再生産と法・司法、教育、メディアなど、法と司法の遅れ(社会・慣行・ジェンダー意識を実体的にも象徴的にも具体化し助長する)これらの相互影響と相互強化、と整理した。そのうえで、各自が従来取り組んできた担当分野について、考察を深めた。

この報告書に論文の要旨を添付したが、論文の全文は2020年3月発行の報告書「女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究:日本の国内実施体制と阻害要因を中心に」を参照されたい。

(1) 政治・行政・司法制度

山下泰子「女性差別撤廃条約の国内実施とその課題」

日本国憲法は第98条第2項で、「日本国が締結した条約及び確立された国際法規は、これを誠実に遵守することを必要とする」と定めている。日本が女性差別撤廃条約を批准する1985年の国会審議の中でも、そのように理解されていた。しかし、女性差別撤廃条約第2条(c)が規定する「権限のある自国の裁判所その他の公の機関を通じて差別となるいかなる行為からも女子を効果的に保護すること」について、憲法98条第2項の規定にもかかわらず、日本の裁判所は自動執行力がないと判断してきた。これに対して、女性差別撤廃委員会は2016年の総括所見で懸念を表明した。なぜなら、条約の国内適用が国内裁判所に委ねられてしまうからである。これでは、日本において条約が実効性をもって機能しているとは言いがたい。

論文の後半では、直近の定期報告審査である2016年の審査を振り返るとともに、女性差別撤廃条約の実効性を確保するための方策、すなわち、条約・総括所見・「先例」等の周知、総括所見実施の監視体制の構築、総括所見履行の明確な目標と指標を持った国内行動計画の策定、選択議定書のすみやかな批准、NGOの強化などを提言した。

吉田容子「女性差別撤廃条約の実施阻害要因としての法と司法」

日本には、「差別」を明確に定義しこれを禁止する法が存在しない。性差別を包含する法も残されており、性中立的な規定がかえって性差別を助長し、再生産する装置となっている場合もある。さらに、法曹に対するジェンダー教育は皆無に近く、根拠なき「経験則」や差別を内包した思い込みによる判断が散見される。婚外子の法定相続分は2013年の最高裁大法廷決定で違憲とされたが、出生届に婚外子と婚内子の別を記載する欄は残されている。セクシュアルハラスメントを定義する法はなく、女性労働者に対する間接差別(外見上性中立的だが実際は女性に不利益をもたらす差別)や契約形態による差別が行われている。司法のジェンダー・バイアスにより、差別を適法とする判決が出されている。法学部・法科大学院・司法研修所等で、法曹養成教育と実務家研修におけるジェンダー教育の徹底が不可欠である。

(2) 性別役割、慣習・慣行

源淳子『『女性差別撤廃条約』の阻害要因としての慣習・慣行』

女性差別撤廃条約第1条は、「性に基づく区別、排除または制限であって、・・・文化的、・・・その他のいかなる分野」においても、女性差別であるとする。また、第2条(f)は、締約国(条約に入っている国)の差別撤廃義務として、「慣習及び慣行」も対象としている。

日本で女人禁制が行われた理由は、女性の血の穢れに対する不浄観と、仏典にある女性蔑視思想にある。2018年4月、舞鶴巡業場所で挨拶をしていた舞鶴市長が突然倒れた時、市長の知人である女性の看護師(複数)がすぐに土俵へ駆け上がり、救命措置をしたが、女性は土俵から下りるようにとの場内アナウンスが幾度も流れた。また、奈良県にある「大峰山」(正式名称は山上ヶ岳)は1300年の伝統を持つ修験道の山で、女人禁制を行っている。2004年以来、筆者らは「大峰山」側に女人禁制の理由を説明するよう求めてきたが、「大峰山」側は伝統を強調し、合理的な説明はなかった。1985年に女性差別撤廃条約の批准を審議していた国会で、皇室典範が男系の男子に限られる皇位継承の規定が女性差別ではないかとの質問が出されたが、「皇位につく資格は基本的人権に含まれない」との答弁がなされた。

女性差別の効果をもたらす慣習・慣行は非日常の場で起きることが多く、そのため関心を持つ人が少なくなり、差別が残る理由と言える。

岡田仁子「性別役割に関する固定観念の撤廃と女性差別撤廃条約」

女性差別撤廃条約は第2条(f)で女性に対して差別的な法律、規則だけでなく慣習・慣行の修正又は廃止を規定し、第5条(a)では、男女いずれかの劣勢・優越の観念、性別役割に基づく偏見、慣習・慣行に対応することを求める。女性差別撤廃委員会は、特に、性別役割にもとづく偏見や固定観念に対応することは、差別の撤廃、女性の地位向上とともに条約の下の義務の三つの柱のうちの一つであるとし、具体的には、特に女性への危害が大きい差別的な慣習・慣行については有害慣行として、直ちに廃止する措置をとること、性別役割に関する偏見や固定観念に対して、分野及び組織横断的な包括的政策をとることが求められることを、一般勧告や個人通報制度の

見解などにおいて述べている。

(3) 労働

軽部恵子「女性差別撤廃条約の総括所見と日本の国内実施：雇用における差別撤廃（11条）を中心に」

発表「女性差別撤廃委員会の総括所見の拘束性：日本の事例を中心に」於世界人権問題研究所（2017年10月7日）「国家人権規範を受容する過程：国連女性差別撤廃条約と日本の国内適用に関する事例研究」於グローバル・ガバナンス学会第11回研究大会（2018年5月12日）「パトリシア・シュルツ国連女性差別撤廃委員会個人通報作業部会長の日本講演『なぜ女性差別撤廃条約選択議定書の批准は必要か』：解説と発題」於世界人権問題研究センター（2018年9月8日）「女性差別撤廃条約選択議定書批准への課題」於国際人権法学会2018年度研究大会（2018年11月25日）発表と司会「雇用における差別撤廃と『女人禁制』」「ワークショップD 女人禁制、伝統的慣習・慣行と女性差別撤廃条約」於ジェンダー法学会第16回研究大会（2018年12月1日）発表と司会「個人通報制度の概要」「ワークショップA 女性差別撤廃条約個人通報制度：日本からの想定事例を考える」於ジェンダー法学会第17回学術大会（2019年12月7日）

(4) 教育・家族

馬場まみ「女性差別撤廃条約の理念からみる教育の課題：性別特性論からの脱却」

女性差別撤廃条約は、「社会及び家庭における」男女の「伝統的役割」の変更と、性別特性論教育の撤廃を求めている。女性差別撤廃委員会は、日本に対する直近の最終見解で、女子大学生の専門分野に偏りがあること、女性研究者が少ないこと、初等・中等教育機関に女性管理職が少ないことを指摘した。これらの問題が生じている要因として、職業による男女格差や性別特性論を肯定する教員意識があげられる。日本における性別特性論教育については、戦後の経済成長期に産業界の要請を強く受けて実施され、現在においてもなお学校文化として定着していることが明らかにされている。また、政府の教育基本法「改正」の経緯からは、男女平等の理念を尊重し、男女格差を解消するという姿勢がみられないことも指摘されている。そこで、現実の文部行政を担う文部科学省のジェンダー観をみていくと、性別特性論を基本に据えていることがわかった。そのため、生徒に適切なジェンダー平等教育が行われているとはいえない。また、文科省の考え方が教員のジェンダー観や価値観に影響を及ぼし、性別役割分業を肯定的に捉える学校文化を作り、家庭と両立しにくい職場環境になっているといえる。女性差別撤廃に向けて、政府がジェンダー平等教育を達成するという意志をもち、性別特性論によらない教育行政を行うことが求められる。

斧出節子「育児期における家事・育児役割からみた性別役割分業体制解消の阻害要因：女性差別撤廃条約における労働権利としての家庭責任に注目して」

日本は性別役割分業体制が強い社会である。社会的にも女性が家庭で行う家事・育児はプライベートなものに見なされ、「労働」という認識は希薄であった。高度経済成長期にこのような体制が一般大衆化し、終身雇用制と年功序列賃金をはじめとする日本型雇用制度とともに、男性を一家の稼ぎ手と位置づけた。しかし、産業構造が変化し、グローバル化が進み、シングルペアレントの増加、LGBT など、世帯構造が変化しているにもかかわらず、男女の性別役割分業システムは、結婚を前提とした「男性は仕事、女性は家事・育児+パート労働」として残っている。そこで、就労におけるジェンダー平等を実現できない阻害要因について、就労とトレードオフの関係にあるジェンダー間の家事・育児役割の側面に焦点を当て探った。

日本の男性を家事・育児時間の側面からみると、先進諸国の中でも最も家庭責任をはたしていない状況であった。そして先行研究において男性の家事・育児を阻害する要因分析からみえてくるのは、職場という公領域における性別役割分業規範、男性の稼得役割、つまり「男性稼ぎ主」という規範が阻害要因となり、男性に家庭責任を実践させないように作用しているということであった。この職場での強固な「男性稼ぎ主」規範を維持しているものは、民間の終身雇用制度をはじめとする「日本型雇用制度」と、年金制度をはじめとする「生活保障に関する政府の法・政策」が相互作用し、男性に家庭責任を負わせないしくみになっていることが考えられる。今後は結婚に基づく家族単位的生活保障システムから、個人を基本としたシステムに転換させていくことが求められる。

伏見裕子「出産をめぐる社会的規範と女性の『主体性』」

女性差別撤廃条約12条は、家族計画に関連するものも含む保健サービスにおける男女平等を規定するが、日本において出産時の女性の心身の安全を確保するための医療サービスは概ね行き渡っているものの、女性の心身の安全に影響を与えかねない出産の美化、出産のあり方をめぐる課題もある。

2017年現在、日本の出産の99%は病院等医療機関で行われているが、出産史研究をみると、「産ませる」医療に対して出産する女性の「主体性」を強調することに始まり、医師の権威、不適切な医療介入について出産する女性が声をあげ始めている。しかしその後、女性に「産む力」がそなわっている、出産の医療化前の「昔の出産」が理想化されるなど、医療化された出産と産婦の主体性が生かされる出産との対立をあおりかねない言説も見られるようになる。医療介入

のない「自然」で「主体性」のある出産が理想化されると、子どもの生命にも影響を及ぼしかねない。本来女性の主体性を尊重し、心身の安全を確保するための言説が、「自然なお産」が「いいお産」であるとする新たな社会規範をつくりだし、それが女性の安全を脅かす可能性を持つとも考えられる。

堀江有里「慣習・慣行としての『家族規範』：ホモフォビアと性差別の基盤をめぐって」

女性差別撤廃条約の日本の履行を阻害する要因の一つである「家族規範」を、レズビアン、バイセクシュアル、及びトランスジェンダー女性の人権の視点から、東京都渋谷区の「同性パートナーシップ」条例に関する反対言説に焦点を当て、検討した。

2015年施行の同条例は、男女の人権の尊重とともに、性的少数者の人権の尊重を掲げ、「男女の婚姻関係と同等」の関係についてパートナーシップ証明を発行することを規定する。その制定過程において条例案に対する意見のうち、街頭やメディア上での伝統的な家族制度を理由とする反対意見は、(1)憲法違反、(2)コンセンサスの不在、(3)婚姻制度の目的が子どもの福祉、あるいは生殖であるという主張にまとめることができる。特に(3)の点については、類似する差別発言が政治家によっても繰り返されている。その主張は、伝統的、あるいはあるべき「家族」観に基づく家族規範を背景にしており、その規範は性的マイノリティの排除や性別役割分担の強化をもたらす。

(5) 暴力

山下明子「日本軍性奴隷制に対する国連の勧告と日本政府の対応；被害者の人権救済と国家の責務」

日本軍の性奴隷制が国連で初めて、被害者が参加する中で論じられたのは、1993年の世界人権会議である。1995年の第4回世界女性会議（北京会議）へと続き、1996年に「女性に対する暴力に関する特別報告者」のラディカ・クマラスワミによる報告書が提出された。1998年には、「武力紛争下の強姦、性奴隷制および奴隷制類慣行に関する特別報告者」のゲイ・マクドゥーガルによる報告書が提出された。これらの中で、「性奴隷制」の用語が用いられた。1994年以来、女性差別撤廃委員会を初め、人種差別撤廃委員会、自由権規約委員会、拷問禁止委員会、社会権規約委員会、国連人権理事会普遍的定期審査などから、日本軍の性奴隷制に対する決議や勧告が出されてきた。勧告に共通する視点は、被害者個人の人権救済および人権回復の視点である。2015年12月、大韓民国と日本の間で、「最終的かつ不可逆的に解決した」とする二国間合意が発表されたが、女性差別撤廃委員会から被害者中心のアプローチになっていない等、いくつか懸念が表明された。論文後半は、日本政府の対応を振り返る。1995年、元「慰安婦」たちへの償い事業として、「財団法人女性のためのアジア平和国民基金」が創設されたが、償い金を払いこそすれ、性奴隷制度の内容を知り、被害女性たちの人権と名誉回復を目指すものではなかった。2007年に「強制連行を示す文書は存在しない」と閣議決定した。被害女性の名誉ではなく、国家の名誉が優先されている。女性差別撤廃委員会などの委員会は、被害者の尊厳の回復のために教科書に記す必要があるとの認識で共通している。

林陽子「女性差別撤廃委員会下での個人通報の見解（決定）の法的効力：スペイン最高裁判決（2018年）の紹介」

2018年7月、スペイン最高裁判所は、女性差別撤廃委員会が発表した個人通報の見解が国家を法的に拘束すると判断し、原告女性に対して60万ユーロの損害賠償を払うよう命じた。この個人通報は、スペイン人女性が元パートナーのDV被害に遭い、娘を連れて別居したが、元パートナーの暴力が続いた。女性が警察に通報したが無視され、娘は父親である元パートナーによって殺害され、犯人は直後に自殺した。原告女性は、国が元パートナーのDVに対する効果的な救済を与えず、娘との面会交流を立ち会いなしで認めるなど、司法の運営に誤りがあったと主張し、国に対して損害賠償を求めた。この訴えは、最高裁まで争い認められなかったが、スペイン人女性が救済を求めて、女性差別撤廃委員会に個人通報を申し立てた。2014年に、女性差別撤廃委員会は「権利侵害があった」との見解を示した。その後、申し立て人の女性は、特別再審請求をスペイン裁判所に申し立てたが棄却され、2017年に最高裁で棄却が確定した。損害賠償の訴えは、2016年に棄却されたが、最高裁で逆転勝訴となった。

スペイン憲法には、「憲法上の人権は国際人権法に沿って解釈されなければならない」という規定があり、これが日本と大きく異なる点である。今後、日本で国内人権機関が設立される時、設立準拠法の中で同様の規定を置く必要があると感じさせた。

(6) 資料

谷口洋幸「CEDAW 総括所見と他条約機関の総括所見との比較」(CEDAW2016 総括所見以前)

同「CEDAW 総括所見と他条約機関の総括所見との比較」(CEDAW2016 総括所見以降)

以上

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕 計15件（うち査読付論文 3件 / うち国際共著 0件 / うちオープンアクセス 4件）

1. 著者名 山下泰子	4. 巻 2019
2. 論文標題 女性差別撤廃条約40周年：日本の課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 女性白書2019	6. 最初と最後の頁 17-24
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下泰子	4. 巻 787
2. 論文標題 差別の現状を変えていく女性たちの連帯と協働：女性差別撤廃条約とNGO	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 部落解放	6. 最初と最後の頁 40-52
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 6
2. 論文標題 LGBT/SOGI施策：現状からみえる課題	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 1-13
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀江有里	4. 巻 93-2
2. 論文標題 キリスト教における「家族主義」 キア神学からの批判的考察	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 宗教研究	6. 最初と最後の頁 163-189
掲載論文のDOI（デジタルオブジェクト識別子） なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 堀江有里	4. 巻 28
2. 論文標題 「国家と教会」論・再考 天皇代替わり時代におけるキリスト教会の責任	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 人権教育研究	6. 最初と最後の頁 未定
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伏見裕子・鯉坂誠之・野田達夫・中田裕一	4. 巻 53
2. 論文標題 大阪府立大学高専における人権教育の歩みと展望	5. 発行年 2020年
3. 雑誌名 大阪府立大学工業高等専門学校研究紀要	6. 最初と最後の頁 15-20
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 馬場まみ	4. 巻 62
2. 論文標題 ジェンダーの視点からみた学校制服の課題 - 女性差別撤廃条約の理念を軸として -	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 日本衣服学会誌	6. 最初と最後の頁 9-14
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 谷口洋幸	4. 巻 32
2. 論文標題 総括所見フォローアップ項目の検証：パラグラフ21(d)(e)について	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 54-57
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 山下明子	4. 巻 2018秋
2. 論文標題 インドからダリットの女性活動家母娘を招いて	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 キリスト教文化	6. 最初と最後の頁 126-133
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 伏見裕子	4. 巻 52
2. 論文標題 「奇形児」の出生をめぐる対応 1920年代後半から1960年代の助産婦・産科医の立場に注目して	5. 発行年 2018年
3. 雑誌名 大阪府立大学高専研究紀要	6. 最初と最後の頁 1-8
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 有
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 源淳子	4. 巻 768
2. 論文標題 女性差別問題入門	5. 発行年 2019年
3. 雑誌名 部落解放	6. 最初と最後の頁 110 121
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下明子	4. 巻 7
2. 論文標題 宗教・ナショナリズム・性暴力の関係～日本とインドの場合の比較から～	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 紀要	6. 最初と最後の頁 5-18
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下泰子	4. 巻 4
2. 論文標題 CEDAW総活所見の実効性確保のために	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 ジェンダー法研究	6. 最初と最後の頁 195-210
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

1. 著者名 山下泰子	4. 巻 31
2. 論文標題 日本の女性差別撤廃条約選択議定書の批准に関するCEDAWからの要請	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 国際女性	6. 最初と最後の頁 124-128
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスとしている(また、その予定である)	国際共著 -

1. 著者名 堀江有里	4. 巻 30
2. 論文標題 反婚 をめぐって 『レスビアン』という視点からの試論	5. 発行年 2017年
3. 雑誌名 教会と女性	6. 最初と最後の頁 42-51
掲載論文のDOI (デジタルオブジェクト識別子) なし	査読の有無 無
オープンアクセス オープンアクセスではない、又はオープンアクセスが困難	国際共著 -

〔学会発表〕 計35件(うち招待講演 12件/うち国際学会 4件)

1. 発表者名 軽部恵子
2. 発表標題 個人通報制度の概要
3. 学会等名 ジェンダー法第17回学会学術大会ワークショップ「女性差別撤廃条約個人通報制度：日本からの想定通報事例を考える」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 山下泰子
2. 発表標題 日本の選択議定書批准に向けて
3. 学会等名 ジェンダー法第17回学会学術大会ワークショップ「女性差別撤廃条約個人通報制度：日本からの想定通報事例を考える」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 「奇形児」の出生をめぐる医療従事者の対応 1920年代後半～1960年代
3. 学会等名 第45回保健医療社会学会大会RTD「母子保健の近現代」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 The Impact of "Freedom of Marriage for All" Lawsuit
3. 学会等名 The 11th International Convention of Asia Scholars, Universiteit Leiden (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 Law and Policy on Transgender in Japan: Toward "Trans Rights as Human Rights"
3. 学会等名 Gender-Workshop zur Japanforschung, Ruhr-Universitaet Bochum (国際学会)
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 Transgender Law in Japan in transnational framework
3. 学会等名 Symposium "Transnational Queer Intersections: Rights, Politics and Pop Cultures" (招待講演) (国際学会)
4. 発表年 2020年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 口唇裂・口蓋裂の民俗
3. 学会等名 第908回日本民俗学会談話会・第321回京都民俗学会談話会「思いがけないお産の民俗」
4. 発表年 2019年

1. 発表者名 軽部恵子
2. 発表標題 女性差別撤廃条約選択議定書批准への課題
3. 学会等名 国際人権法学会2018年度研究大会インタレスト・グループ
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 山下泰子
2. 発表標題 女性差別撤廃条約選択議定書批准への課題
3. 学会等名 国際人権法学会2018年度研究大会インタレスト・グループ
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 女性差別撤廃条約選択議定書批准への課題
3. 学会等名 国際人権法学会2018年度研究大会インタレスト・グループ
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 源淳子
2. 発表標題 「女人禁制」はなぜ許されるのか
3. 学会等名 ジェンダー法学会第16回学術大会分科会「女人禁制・伝統的慣習・慣行と女性差別撤廃条約」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 馬場まみ
2. 発表標題 近代における穢れ意識の変容と女性
3. 学会等名 ジェンダー法学会第16回学術大会分科会「女人禁制・伝統的慣習・観光と女性差別撤廃条約」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 軽部恵子
2. 発表標題 日本の雇用における「女人禁制」
3. 学会等名 ジェンダー法学会第16回学術大会分科会「女人禁制・伝統的慣習・観光と女性差別撤廃条約」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 澤敬子
2. 発表標題 「女人禁制」を女性差別撤廃条約における慣習を手掛かりに考える
3. 学会等名 ジェンダー法学会第16回学術大会分科会「女人禁制・伝統的慣習・観光と女性差別撤廃条約」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 吉田容子
2. 発表標題 Me Too 運動の現状と課題の日韓比較へのコメント
3. 学会等名 ジェンダー法学科第16回学術大会分科会「Me Too 運動の現状と課題の日韓比較」
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 軽部恵子
2. 発表標題 国家が人権規範を受容する過程：国連女性差別撤廃条約と日本の国内適用に関する事例研究
3. 学会等名 グローバル・ガバナンス学会第11回研究大会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 軽部恵子
2. 発表標題 The secret of enduring popularity of Anne of Green Gables in Japan
3. 学会等名 The Thirtieth Biennial Conference, L.M. Montgomery Institute (国際学会)
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 堀江有里
2. 発表標題 可視性・承認・主流化 日本におけるLGBTの状況
3. 学会等名 国連大学グローバル・セミナー 第34回湘南セッション（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 少子化社会の妊娠・出産・子育てを考える 障害と出生・出産
3. 学会等名 障害児の出生をめくり語られてきたこと市民講座
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 「奇形児」の出産をめぐる対応について：1950年代を中心に
3. 学会等名 日本女性学研究会近代女性史分科会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 日本における女性観と女性差別：女性のケガレから考える
3. 学会等名 徳島県立人権啓発推進センター第3回人権教育啓発リーダー養成講座（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 何気ない言動がなぜセクハラに？～ジェンダー論の基礎の基礎～
3. 学会等名 大阪府立大学ものづくりオープンプラットフォームシンポジウム
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 源淳子
2. 発表標題 女性差別問題入門
3. 学会等名 部落解放・人権夏期講座（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 吉田容子
2. 発表標題 ジェンダーによる暴力を考える
3. 学会等名 国立市公民館人権講座（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 吉田容子
2. 発表標題 法と司法に潜むジェンダー
3. 学会等名 フェミニストカウンセリング専門講座（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 吉田容子
2. 発表標題 日本の人身取引対策の現状と課題
3. 学会等名 人身取引対策に関する日・タイ合同ワークショップ(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 吉田容子
2. 発表標題 Legal Challenges - TIP recognition
3. 学会等名 JICA課題別研修「アセアン諸国における人身取引対策協力促進」(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 吉田容子
2. 発表標題 キャンパスセクハラー大学がなすべきこと
3. 学会等名 キャンパス・セクシュアル・ハラスメント全国ネットワーク 第23回全国集会 in 京都(招待講演)
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 山下明子
2. 発表標題 日本が問題を解決できない理由をフェミニスト視点で考える
3. 学会等名 第4回日韓国際学術会議「東アジア地域の平和を見つめなおすための歴史認識」
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 堀江有里
2. 発表標題 異性愛主義と性別二元論が生み出す差別 排除の主体は誰なのか
3. 学会等名 日本教育心理学会第59回総会（招待講演）
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 堀江有里
2. 発表標題 『改憲』問題と性をめぐる政治 キリスト者の立場から
3. 学会等名 日本基督教団西中国教区性差別問題セミナー（招待講演）
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 出産・母子保健と「家族」
3. 学会等名 シンポジウム「妊娠・出産・子育ての現在・過去・未来」
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 障害の早期発見・早期対応をめぐる歴史 「大津方式」における自閉症児の母親への対応に着目して
3. 学会等名 日本女性学研究会近代女性史分科会
4. 発表年 2017年

1. 発表者名 伏見裕子
2. 発表標題 発達障害の「早期発見」をめぐる歴史 「大津方式」における自閉症児の発見と母親の役割
3. 学会等名 日本女性学研究会近代女性史分科会
4. 発表年 2018年

1. 発表者名 谷口洋幸
2. 発表標題 男女共同参画と多様な生き方：性の多様性と人権
3. 学会等名 平成29年度エンパワメント講座（招待講演）
4. 発表年 2017年

〔図書〕 計13件

1. 著者名 源 淳子他	4. 発行年 2020年
2. 出版社 解放出版社	5. 総ページ数 167-192
3. 書名 いつまで続く「女人禁制」 排除と差別の日本社会をたどるー	

1. 著者名 源淳子	4. 発行年 2020年
2. 出版社 あけび書房	5. 総ページ数 176
3. 書名 仏教における女性差別を考える 親鸞とジェンダー	

1. 著者名 谷口洋幸	4. 発行年 2019年
2. 出版社 かもがわ出版	5. 総ページ数 11-18, 19-24
3. 書名 日本と世界のLGBTの現状と課題 : SOGIと人権を考える	

1. 著者名 谷口 洋幸他	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本加除出版	5. 総ページ数 186-213
3. 書名 LGBTをめぐる法と社会	

1. 著者名 ふらっと教育パートナーズ、伏見裕子編集代表	4. 発行年 2020年
2. 出版社 北樹出版	5. 総ページ数 160
3. 書名 ふらっとライフ	

1. 著者名 山下泰子、吉田容子、源淳子、馬場まみ、軽部恵子、斧出節子、伏見裕子、堀江有里、山下明子、林陽子、谷口洋幸	4. 発行年 2020年
2. 出版社 世界人権問題研究センター	5. 総ページ数 172
3. 書名 女性差別撤廃条約総括所見をめぐる総合的研究 : 日本の国内実施体制と阻害要因を中心に	

1. 著者名 国際女性の地位協会、山下 泰子、矢沢 澄子、谷口洋幸	4. 発行年 2018年
2. 出版社 岩波書店	5. 総ページ数 1-256
3. 書名 男女平等はどこまで進んだか : 女性差別撤廃条約から考える	

1. 著者名 山下明子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 かんよう出版	5. 総ページ数 1-254
3. 書名 インド・ダリットの女たち 明日を拓くための自助グループづくり	

1. 著者名 梶村太市、長谷川京子、吉田容子	4. 発行年 2019年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 216
3. 書名 離婚後の共同親権とは何か	

1. 著者名 吉田容子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 学陽書房	5. 総ページ数 218-255
3. 書名 Q & A 弁護士のための面会交流ハンドブック	

1. 著者名 吉田容子	4. 発行年 2018年
2. 出版社 日本評論社	5. 総ページ数 139-159, 160-178
3. 書名 離婚後の子の監護と面会交流 子どもの心身の健康な発達のために	

1. 著者名 山下明子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 御茶の水書房	5. 総ページ数 177-198
3. 書名 沖縄にみる 性暴力と軍事主義	

1. 著者名 伏見裕子	4. 発行年 2017年
2. 出版社 北樹	5. 総ページ数 33-46, 46-81, 124
3. 書名 少子化社会と妊娠・出産・子育て	

〔産業財産権〕

〔その他〕

-

6. 研究組織

	氏名 (ローマ字氏名) (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	M E N S E N D I E K M (Mensendiek Martha) (00288599)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	
研究分担者	源 淳子 (Minamoto Junko) (10465958)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	米田 眞澄 (Yoneda Masumi) (20411887)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・専任研究員 (74331)	
研究分担者	山下 明子 (Yamashita Akiko) (20465959)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	
研究分担者	山下 泰子 (Yamashita Yasuko) (40174685)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	
研究分担者	三成 美保 (Mitsunari Miho) (60202347)	奈良女子大学・生活環境科学系・教授 (14602)	
研究分担者	澤 敬子 (Sawa Keiko) (60340444)	京都女子大学・現代社会学部・准教授 (34305)	
研究分担者	林 陽子 (Hayashi Yoko) (60386696)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	
研究分担者	堀江 有里 (Horie Yuri) (60535756)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	
研究分担者	伏見 裕子 (Fushimi Yuko) (60747492)	大阪府立大学工業高等専門学校・その他部局等・講師 (54401)	

6. 研究組織（つづき）

	氏名 (研究者番号)	所属研究機関・部局・職 (機関番号)	備考
研究分担者	馬場 まみ (Banba Mami) (80218677)	京都華頂大学・現代家政学部現代家政学科・教授 (34325)	
研究分担者	斧出 節子 (Onode Setsuko) (80269745)	京都華頂大学・現代家政学部現代家政学科・教授 (34325)	
研究分担者	軽部 恵子 (Karube Keiko) (90288960)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	
研究分担者	谷口 洋幸 (Taniguchi Hiroyuki) (90468843)	公益財団法人世界人権問題研究センター・その他部局等・嘱託研究員 (74331)	
研究協力者	岡田 仁子 (Okada Kimiko)	公益財団法人世界人権問題研究センター・専任研究員 (2020.3.31まで) (74331)	